令和3年度 第5回 三重地方最低賃金審議会

日 時 令和3年8月23日(月)午前10時から 場 所 津第二地方合同庁舎 地下共用会議室

- 1 開 会
- 2 議事
 - (1) 令和3年度三重県最低賃金の改正決定に係る答申に関する異議申出について
 - (2) その他
- 3 閉 会

【資料目次】

- (1) 三重地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について(諮問)(写)
- (2) 三重県最低賃金の改正決定に係る異議申出書(写)
- (3) 令和3年度地域別最低賃金の答申状況

三重地方最低賃金審議会 会長 安井 広伸 殿

三重労働局長 西田和史

三重地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について(諮問)

標記について、令和3年8月17日付けをもって三重一般労働組合(ユニオンみえ) 執行委員長広岡法浄から、同年同月19日付けをもって三重県労働組合総連合議長臼 井照男から、最低賃金法(昭和34年法律第137号)第11条第2項による異議の申出 がありましたので、貴審議会の意見を求めます。

三重一般発21-92号 2021年8月17日

三重労働局長 西田和史 殿

三重一般労働組合(ユニオン 執行委員長 広岡

最低賃金改定決定に対する異議申出書

三重地方最低賃金審議会が行った三重県の最低賃金を時給28円引き上げ、902円とする答申に同意できません。だれでも8時間働けば、人間らしく生活できる賃金とするため三重県の最低賃金を時給1500円に引き上げることを要望します。最低でも時給1000円以上の引き上げを要望します。

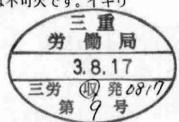
時給902円では、年間2000時間働いたとしても、年収180万円程です。年収200万円以下はワーキングプアといわれています。ワーキングプアの労働者を生み出すことは許されません。三重県の最低賃金を902円とすることは、三重労働局はこれからもワーキングプアの労働者を大量につくり続けるつもりなのかと疑わざるを得ません。

時給902円では、医療費や保険料が免除になる生活保護に比べても大変厳しい生活を強いられます。病気になり働くことが困難になれば、たちまち生活が困窮してしまいます。時給1500円で1日8時間、月20日働けば月額24万円。せめてこれくらいの収入がなければ、子どもを産み育てることさえできません。

また地域間格差は最大221円と依然として大きなものが残っています。企業の形も大きく変わり、さまざまの業種で系列化が進み、個人商店が減少してきました。どこの地域でも全国展開する系列のコンビニ、スーパー、洋品店、フード店など画一化が進み、サービスやモノの値段に違いがなくなっています。商品価格は全国どこでも同じなのに同じ仕事に従事しても働く地域が違うということだけで時給が異なる。こんなおかしな話はありません。その結果、賃金水準の高い他地域への労働者、ひいては企業の流出が進み、地域経済を疲弊させています。一極集中、地域経済の空洞化を防ぐためにも、地域間格差を解消させなければなりません。

わたしたちは最低賃金の大幅引き上げ要求の中で、中小企業への社会保険料・雇用保 険の減免措置や雇用安定の支援金などの支援策も併せて求めています。現政権の周辺に は「生産性を上げ、中小企業を淘汰する」といった主張があります。わたしたちは最低 賃金引き上げを企業再編のための手段とするような主張に組することはできません。

現在、コロナ禍において、小売店の店員、運送配達員、福祉・介護サービス従業者等の社会全体のライフラインを支える労働者の中には、最低賃金付近の低賃金で働く労働者が多く存在しています。これらの労働者の労働に報い、その生活を支え、社会全体のライフラインを維持していくためにも、最低賃金の大幅引き上げは不可欠です。イギリ



スやアメリカでは、コロナ禍で働いていることへの高い評価として、賃金、一時金、最 低賃金を引き上げています。

一方で、解雇や雇止めが増えています。コロナ休業も続いています。雇用保険や休業 手当は賃金の4~6割程度です。ここにおいても、賃金引き上げ、底上げが必要です。

以上、コロナ禍だからこそ、あらためて、憲法25条「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」、並びに最低賃金法第1条「労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資する」「国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする」ことに立ち返り、最低賃金1500円、最低でも1000円に引き上げることを強く要求します。

以上

三重労働局 局長 西田 和史 様 2021年8月1

三重県労働組合総i 議長 臼井 照 津市市寿町7-5 Tel 059-223-26

最低賃金改定決定に対する異議申出書

労働者の労働条件の向上、安全で安心した職場づくりにご尽力いただいていることに敬意を表します。

8月5日に三重県最低賃金審議会は28円引き上げ902円とする答申を三重労働局 長に行いました。コロナ禍で厳しい経済状況・地域事情、人口動静など直面する問題を踏まえて、真摯に検討を積み重ねられたことに、貴職及び関係者各位のご努力 に敬意を表したいと思います。

しかし今回の28円引き上げは、消費増税で経済が低迷し、新型コロナウイルスが追い打ちをかけ、非常に厳しい状況に追い込まれている非正規労働者等には何の助けにもなりません。安心して暮らせるためには少なくとも最低賃金時給1、500円以上への早期引き上げは喫緊の課題であり、あわせて県内から最低賃金が高い県に労働者が移動するなど地域間格差の弊害をなくすために、私たちは全国一律の制度を求めてきました。

憲法が保障する、人たるに値するための賃金はいくら必要なのか。今回の改定で 一歩前進したとはとても言えず、残念ながら不十分といわざるを得ません。最低賃 金改定決定に対し異議を申し出るとともに、さらなる引き上げを求めるものです。

1. 生活できる最低賃金の引き上げをお願いします。

今回の改定902円は、厚生労働省の算定基準である月173.8時間(正月も 夏休みも祭日も休まない法定上限時間)働いたとして月約15万6767円、年収 約188万円です。

上記収入では生計費をまかなうことも出来ず、働いてもまともな生活ができない 年収200万円以下のワーキングプアや、収入を得るための長時間労働から抜け出 すことはできません。

そして社会保険等の負担増や、一昨年の消費税引き上げによる経済低迷で苦しんでいるうえ、終息が見えず爆発的に増加する新コロナウイルスより苦しんでいる労働者の生活に一層追い打ちをかけることは間違いありません。

憲法25条の生存権を守り、労働基準法第1条の人たるに値する生活保障や、最 低賃金法第1条の賃金の最低額を保障し、労働条件の改善を図り労働者の生活の安

労働局 3.8.1⁹ 三労 図 発0819 第 3 号 定を実現するためにも、改定の大幅な引き上げの検討を再考ねがいます。

2. 地域間格差をなくす最低賃金の引き上げをお願いします。

今回の改定でも、地域間の格差は拡大したままです。過去にランク別目安で付けられた格差は、東京との格差、139円で縮まらず(愛知県とは53円、大阪とは90円)拡大は温存されたままです。地域ごとの経済格差を助長しているのはA~Dのランク付けによる目安制度にあります。しかし私たちの調査では、各ランクの地域における最低生計費に差はありません。こうしたランク付けによる格差は、県内からの労働者の流失をまねき、地域の購買力を弱め、地域社会の活力を失うことにもつながると同時に、現在のコロナの感染拡大を招いていることも否定できません。

地域間格差の解消は喫緊の課題です。全国どこで働いても全国一律の最低賃金に よって地域間格差をなくし、地域から労働者の移動を防ぎ、地域経済や地域社会を まもり発展させるために、全国一律最低賃金制度確立の検討を、お願いします。

3. 中小企業対策を充実させて最低賃金引き上げをお願いします。

県内企業の9割以上をしめる中小企業への支援策は重要です。特に新型コロナウイルスにより中小企業は瀬戸際に立たされていると言えるでしょう。中小企業への直接的、スピード感ある支援策をとりながら最低賃金を改善することは、有効な景気刺激策と考えます。低所得層ほど消費性向は高く、身の回りの衣食関連財・サービスなど中小企業の得意とする商品を地域で購入する傾向が強いからです。直接の中小企業への支援策を県や政府に求め、大企業の正当な下請代金支払による最低賃金の引き上げを図るようお願いします。

4. 「骨太方針2021」実施による最低賃金の引き上げをお願いします。

菅首相は「骨太方針2021」で、全国加重平均1000円をめざすとしましたが、 今回の改定では、当面1,000円への引き上げ目標達成は困難です。

私たちの最低賃金時給1、500円以上の要求は、月155時間フルに働いて何 とか貧困から抜け出す控えめな要求です。

憲法25条の生存権を守り、労働基準法第1条の人たるに値する生活を保障し、 最低賃金法第1条の労働者の生活の安定を実現するために、生まれ育った地域で暮らし、働き続けたいという願いに応えるために、中小企業への支援策を拡充しながら、最低賃金の地域間格差の是正・全国一律最低賃金制度の確立と大幅な引き上げが必要だと考えます。

令和3年度 地域別最低賃金 答申状況

都道府県名	ランク	目安額	答申された改定額[円] (※1)	引上げ額【円】	目安差額	発効予定年月日 (※2)	
北海道	С	28	889 (861)	28		2021年 10月1日	
青森	D	28	822 (793)	29	+1	2021年 10月6日	
岩手	D	28	821 (793)	28		2021年 10月2日	
宮 城	С	28	853 (825)	28		2021年 10月1日	
秋田	D	28	822 (792)	30	+2	2021年 10月1日	
山形	D	28	822 (793)	29	+1	2021年 10月2日	
福島	D	28	828 (800)	28		2021年 10月1日	
茨 城	В	28	879 (851)	28		2021年 10月1日	
栃木	В	28	882 (854)	28		2021年 10月1日	
群 馬	С	28	865 (837)	28		2021年 10月2日	
埼 玉	Α	28	956 (928)	28		2021年 10月1日	
千 葉	Α	28	953 (925)	28		2021年 10月1日	
東京	Α	28	1041 (1013)	28		2021年 10月1日	
神奈川	Α	28	1040 (1012)	28		2021年 10月1日	
新湯	С	28	859 (831)	28		2021年 10月1日	
富山	В	28	877 (849)	28		2021年 10月1日	
石 川	С	28	861 (833)	28		2021年 10月7日	
福 井	С	28	858 (830)	28		2021年 10月1日	
山梨	В	28	866 (838)	28		2021年 10月1日	
長 野	В	28	877 (849)	28		2021年 10月1日	
岐 阜	С	28	880 (852)	28		2021年 10月1日	
静岡	В	28	913 (885)	28		2021年 10月2日	
愛知	Α	28	955 (927)	28		2021年 10月1日	
三重	В	28	902 (874)	28		2021年 10月1日	
滋 賀	В	28	896 (868)	28		2021年 10月1日	
京都	В	28	937 (909)	28		2021年 10月1日	
大 阪	Α	28	992 (964)	28		2021年 10月1日	
兵 庫	В	28	928 (900)	28		2021年 10月1日	
奈 良	С	28	866 (838)	28		2021年 10月1日	
和歌山	С	28	859 (831)	28		2021年 10月1日	
鳥取	D	28	821 (792)	29	+1	2021年 10月6日	
島根	D	28	824 (792)	32	+4	2021年 10月2日	
岡山	С	28	862 (834)	28		2021年 10月2日	
広島	В	28	899 (871)	28		2021年 10月1日	
山口	С	28	857 (829)	28		2021年 10月1日	
徳島	С	28	824 (796)	28		2021年 10月1日	
香川	С	28	848 (820)	28		2021年 10月1日	
愛媛	D	28	821 (793)	28		2021年 10月1日	
高 知	D	28	820 (792)	28		2021年 10月2日	
福岡	С	28	870 (842)	28		2021年 10月1日	
佐賀	D	28	821 (792)	29	+1	2021年 10月6日	
長崎	D	28	821 (793)	28		2021年 10月2日	
熊本	D	28	821 (793)	28		2021年 10月1日	
大 分	D	28	822 (792)	30	+2	2021年 10月6日	
宮崎	D	28	821 (793)	28		2021年 10月6日	
鹿児島	D	28	821 (793)	28		2021年 10月2日	
沖 縄	D	28	820 (792)	28		2021年 10月8日	
全国加重平	平均		930 (902)	28		_	
※1 括弧内の数	※1 括弧内の数字は改定前の地域別最低賃金額						

^{※1} 括弧内の数字は改定前の地域別最低賃金額

^{※2} 効力発生日は、答申公示後の異議の申出の状況等により変更となる可能性有